

## ◎大和市道の構造の技術的基準等を定める条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及

び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、大和市道の構造の技術的基準等を定めるものとする。

【解説】

・本条例を制定する趣旨を明示しています。大和市道（市道の構造、道路標識の寸法及び移動等円滑化のために必要な市道の構造）に関する管理上必要な技術的基準を定めているものです。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）

及び高齢者移動等円滑化法において使用する用語の例による。

【解説】

・本条は、用語の内容について説明しています。

(市道の構造の技術的基準)

第3条 大和市道の構造は、法第29条に規定する道路の構造の原則に従わなければならない。

2 法第30条第3項に規定する市道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について、前項の規定に適合するよう規則で定める。

(1) 幅員

(2) 線形

(3) 視距

(4) 勾配

(5) 路面

(6) 排水施設

(7) 交差又は接続

(8) 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設

(9) 前各号に掲げるもののほか、大和市道の構造について必要な事項

## 【解説】

- ・本条は、第1項において、大和市道の構造については、道路法第29条の原則に従うべき基本的な方針を、第2項において、これに基づいて技術的基準を定める項目を列挙し、具体的な基準は規則に委任することとしています。

### <第2項第1号関係>

- ・幅員とは、車道、歩道、自転車道、自転車歩行者道、副道、路肩、停車帯等により構成されるものです。

1 車道は、歩行者、自転車の交通の安全の確保を図るうえから、原則として、自転車と歩行者

の交通を自動車交通から分離します。

2 歩道は、歩行者の通行の用に供するために、縁石、さく等により区画して設けられます。

3 自転車道は、自転車の交通量が多い道路について、自転車の通行を分離する必要がある場合

に、道路の各側に自転車道が設けられます。

4 自転車歩行者道は、自動車の交通量が多い道路について、自転車と歩行者の通行を分離す

る必要がある場合に、道路の各側に設けられます。

5 副道は、車両の沿道への出入りを確保するために必要に応じて設けられる車道の部分です。6 路肩は、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられ、道路の主要構造部

を保護するほか、一時駐車、非常駐車のためのスペースです。

7 停車帯は、二車線以上の道路に、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられ

ないようにするために、車道の左端寄りに駐車帯が設けられます。

### <第2号関係>

- ・線形は、車道の屈曲部は曲線形とすること。また、車道の曲線部の中心線の曲線半径は一定以

上とすることを定めます。

### <第3号関係>

- ・視距は、道路上に障害物を見出してから、ブレーキをかけて停車するまでに走行する距離

を考慮して定めます。

<第4号関係>

・勾配には、縦断勾配と横断勾配があり、これらの勾配は基準値以内とすること。また、縦断勾配が変移する箇所には縦断曲線を設けることを定めます。

<第5号関係>

・路面は、車道、中央帯（分離帯を除く）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行車道及び歩道は舗装することを定めます。

<第6号関係>

・排水施設は、道路排水の必要がある場合に、側溝、街渠、集水ますその他が設けられることを定めます。

<第7号関係>

・道路は、同一箇所の同一平面で五以上交差又は接続させてはならないことを定めます。

<第8号関係>

・交通事故の防止を図るために、横断歩道橋、柵、照明施設、視線誘導標等が設けられることを定めます。

<第9号関係>

・前各号に掲げるもののほかに、沿道における良好な生活環境を図ることを目的とした、道路交通環境施設等について定めます。

（市道に設ける道路標識の寸法）

第4条 大和市道に設ける道路標識の寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るものとしなければならない。

2 法第45条第3項に規定する市道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

【解説】

・本条は大和市道に設ける道路標識の寸法の内容について定めています。

<第1項関係>

・市道に設ける道路標識の寸法は、道路法の規定と同様の基本原則に従うことを定めています。

<第2項関係>

・具体的な道路標識の寸法は、内閣府令・国土交通省令（道路標識、区画線及び道路標示に

関する命令)を参酌し、「大和市道に設ける道路標識の寸法を定める規則」で定めています。

(移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準)

第5条 新設特定道路は、高齢者、障がい者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

2 高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

**【解説】**

・本条は、新設特定道路に関して、高齢者、障がい者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上についての内容を定めています。

<第1項関係>

・新設特定道路は、高齢者移動等円滑化法の目的と同様の基本原則に従うことを定めています。

<第2項関係>

・高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準を、「大和市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則」で定めます。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

・本条例の施行の際に必要となる規定として、「大和市道の構造の技術的基準を定める規則」「大和市道に設ける道路標識の寸法を定める規則」、「大和市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則」などを定めています。